

令和4年度 第4回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和4年度第4回農業委員会総会日程表

日 時 令和4年7月5日（火） 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高 橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第7 議案第5号 農地の形状変更届について
- 日程第8 議案第6号 農地台帳登載願について
- 日程第9 議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第10 諮問第1号 法定外公共財産（道）の用途廃止について
- 日程第11 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（17名）

2 尾 藤 元 一	3 高 橋 忠 明	5 押 条 和 司 朗	6 中 泉 敏 則
7 鈴 木 修 三	8 篠 原 京 子	9 星 川 俊 夫	10 高 橋 博
11 坂 上 宏	12 眞 鍋 晴 豊	13 鈴 木 博 美	14 高 橋 藤 信
15 鈴 木 和 治	16 鈴 木 秀 幸	17 寺 尾 悟 志	18 則 友 祝 幸
19 石 川 武 将			

出席農地利用最適化推進委員（21名）

2 石川 茂	3 薦田 悦男	4 森川 雅之	5 石川 俊治
6 佐藤 保之	7 宇高 勉	8 鎌倉 静夫	9 尾崎 之隆
10 喜井 仁志	11 村上 紘一	12 三宅 恒久	13 紀井 正明
14 受川 清男	15 河村 一碩	16 合田 篤夫	18 眞鍋 聖二
20 渡辺 昇	21 越智 寧	22 村上 佳清	23 近藤 良啓
25 鈴木 敏也			

欠席委員（2名）

1 大西 嘉一郎	4 横尾 昇
----------	--------

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

1 脇 純樹	17 鈴木 一郎	19 川上 雅司	24 高橋 祥志
--------	----------	----------	----------

出席した職員

事務局長 篠原 敬三	次 長 三宅 栄一	係 長 武村 美保
係 長 三村 真都華	主 査 金子 愛弓	専門員 白石 直樹

第4回 四国中央市農業委員会総会 次第書

開会 令和4年7月5日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、17名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第4回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1番 大西 委員

4番 横尾 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1番 脇 委員

17番 鈴木 委員

19番 川上 委員

24番 高橋 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
3番 高橋 委員、5番 押条 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議 長 報告を求めます。武村 係長

武 村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和4年5月19日解約。

番号2の案件については、令和4年5月25日解約。

番号3の案件については、令和4年3月31日解約。

番号4の案件については、令和4年6月5日解約。

番号5の案件については、令和4年6月5日解約。

番号6の案件については、令和4年6月5日解約。

以上、6件の解約通知がありましたので報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。白石 専門員

白 石 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。姉から妹へ譲渡するもので、許可後は水稻、里芋、季節野菜の作付けを予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。経営の安定化を図

るもので、許可後は既に購入済みの隣地と併せて里芋の作付けを予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。なお、申請地東側の一部は隣接する「道」の一部として利用されていますが、そのことについて、受人は了承済みであることを申請代理人に確認しております。

番号4の案件については、地役権の設定です。受人は、申請地の北側と南側に隣接する要役地において、太陽光発電事業を行っており、申請地の地下に送電線路を敷設するため申請するものです。設定範囲は、申請地西側の一部です。また、農地法第3条第2項ただし書きに基づき、許可要件の適用は除外されます。なお、法令に基づく許可要件のほか、「農地法関係事務に係る処理基準」の通知に基づき、周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、その権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとします。

番号5の案件については、贈与による所有権移転です。渡人と受人は親戚の関係にあり、以前より渡人から受人の父が借り受け、耕作しておりました。父が所有する農地の隣接地であり、耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後はモミジ・カエデの苗の栽培を予定しています。

番号7の案件については、贈与による所有権移転です。近隣で受人が所有する農地と隣接し、耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号8の案件については、贈与による所有権移転です。現在受人は、平日は他市に居住しておりますが、週末ごとに申請地近隣の妻の実家へ出向き、農作業に従事しております。申請地は妻が所有する農地の隣接地であり、耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 申請人は従兄弟同士の関係で、受人は申請地西側の所有農地を耕作しておりますが、進入路がないため、以前から隣接する当該申請地を借りて耕作しており、今回、所有権移転申請に至ったものです。異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7番と8番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は17件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、太陽光発電事業を営む法人であり、渡人はその法人の代表取締役を務めておりますが、今回、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を、自身が務める法人へ貸し付けての太陽光発電施設建設で、申請地は、小集団の農地であり、転用することは、やむを得ないと思われま

す。

番号2の案件について、受人は現在、賃貸アパートに居住していますが、手狭になったため、住み慣れた実家に隣接する、祖父所有の申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われま

す。

番号3の案件について、受人は現在、申請地に隣接する住宅に家族で居住していますが、駐車場が狭く苦慮していたため、申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地は第3種農地であり、転用することはやむを得ないと

思われます。なお、当該申請地は、当初計画者が昭和 60 年に一般個人住宅として転用の許可を受けていましたが、工事の着手後に余儀ない事由により、転用目的が完了しなかったため、後程、議案第 3 号で説明する「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請」と併せて申請するものです。

番号 4 の案件について、受人は、現在賃貸アパートに居住しており、申請地を譲り受けての自己住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号 5 の案件について、受人は不動産業を営む法人ですが、現在、同地域内で住宅建築の需要が高まっていることから、生活施設に近く、住環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地は第 3 種農地であり、転用することはやむを得ないと思われます。

番号 6 の案件について、受人は現在、両親と二世帯で同居していますが、手狭になったため、自宅から近い申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第 3 種農地であり、転用することはやむを得ないと思われます。

番号 7 の案件について、受人は建設業を営む法人であり、現在、高速道路の高架橋の耐震補強工事を行っています。しかしながら、工事用地が狭く、資材置場を確保する必要があり、工事に伴う車両置場も不足していることから、一時的に申請地を借り受けての仮設事務所、仮設駐車場及び仮設資材置場建設で、申請地は、一時的な転用であり、利用完了後は農地に復元するため、やむを得ないと思われます。

番号 8 の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在同地域内で住宅建築の需要が高まっていることから、生活施設に近く、住環境の整った申請地を譲り受けての「特定建築条件付き分譲宅地造成」です。

「特定建築条件付き分譲宅地造成」については、平成 31 年に転用許可の事務要領が改正され、ある一定条件を満たせば宅地造成のみでも転用が許可されるというもので、今回の案件は条件を満たしており、また、申請地は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号 9 と 10 の案件については、受人が同一人であるためまとめて説明します。受人は土木業を営む法人ですが、業務拡大により、重機及び重機運搬車両を増設するのに、駐車場及び資材置場の確保が急務となったため、申請地を譲り受けての露天駐車場及び資材置場建設で、申請地は、第 3 種農地であり、転用することは、やむを得ないと思われます。なお、申請地の間に赤道がありますが、このことについては、申請代理人が赤道を管理する建設課と事前協議を行い、境界を明示することで通行に支障はないとの回答を得ております。

番号 11 の案件について、受人は近隣の企業や住宅が慢性的な駐車場不足であることから、駐車場経営を行うため、申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号 12 の案件について、受人は不動産業を営む法人ですが、現在、同地域内で住宅建築の需要が高まっていることから、生活施設に近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第 3 種農地であり、転用することはやむを得ないと思われます。

番号 13 の案件について、受人は現在、家族 5 人で賃貸アパートに居住していますが、手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号 14 の案件について、受人は現在、義父と同居していますが、プライベート確保のため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号 15 の案件について、受人は、父が経営する賃貸共同住宅の来客用駐車場が不足しているため、申請地を譲り受けての宅地拡張で、父に駐車場として貸与するものです。申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。なお、申請地には農業用倉庫が既に建築されているため、始末書が提出されています。

番号 16 の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人で、申請地の隣接地に借家を所有しておりますが、駐車場が狭く借主に不便をかけているため、申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地は第 2 種農地であり、既存建物にも隣接しているため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号 17 の案件について、受人は建設業を営む法人ですが、現在、事業用資材置場が手狭で不足しているため、申請地を譲り受けての露天資材置場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号 1 番

委 員 異議ありません。

議 長 2 番

委 員	異議ありません。
議 長	3 番
委 員	異議ありません。
議 長	4 番
委 員	異議ありません。
議 長	5 番
委 員	異議ありません。
議 長	6 番
委 員	異議ありません。
議 長	7 番
委 員	異議ありません。
議 長	8 番
委 員	異議ありません。
議 長	9 番と 10 番
委 員	異議ありません。
議 長	11 番
委 員	異議ありません。
議 長	12 番
委 員	異議ありません。
議 長	13 番
委 員	異議ありません。
議 長	14 番
委 員	異議ありません。
議 長	15 番
委 員	異議ありません。

議 長 16 番

委 員 異議ありません。

議 長 17 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第 2 号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第 5、議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、説明いたします。

番号 1 の案件については、当初計画者が昭和 60 年に一般個人住宅として農地転用の許可を受け、所有権移転をし、事業計画に沿って工事を進めていましたが、余儀ない事由から転用目的が達成されず、今回、承継者より申請地を譲り受け、駐車場を建設したいとの要望があったため、駐車場用地として申請地を譲り渡すための事業計画変更です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議長 番号1番
委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三宅 それでは、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。
番号1の案件については、3年間の使用貸借です。
番号2の案件については、3年間の賃貸借です。
番号3の案件については、5年間の使用貸借です。
番号4の案件については、5年間の使用貸借です。
番号5の案件については、5年間の使用貸借です。
番号6の案件については、5年間の使用貸借です。
番号7の案件については、10年間の使用貸借です。

番号8から11の案件については、再設定ですので、説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号8から11番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありますか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番と4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番から11番の再設定について質疑はありますか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第7、議案第5号、「農地の形状変更届」について、を議題といたします。

議 長 説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第5号、「農地の形状変更届」について、説明いたします。

「農地の形状変更届」は、埋立て等により農地改良を行う場合、近隣農地の耕作条件が劣悪化することを防ぎ、農地の集団性と調和を保持しながら農地利用の効率化を図るとともに、隣接する農道・水路等への被害や違反転用を防止することを目的としています。

番号1の案件について、届出人は所有する農地が周囲より低く、水路からの水漏れにより耕作困難なため、盛土をして農地として利用するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「農地の形状変更届」について、原案のとおり変更届を受理することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり受理することに決しました。

議 長 日程第8、議案第6号、「農地台帳登載願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第6号、「農地台帳登載願」について、説明いたします。
番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、申請代理人より事情を伺い、6月16日に現地調査を行いました。
以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 申請地は以前、駐車場への転用許可を受けておりましたが、計画が頓挫したことから、再度農地に戻したいというものです。なお、申請人は県外在住であることから、現在は、近くに住む弟が里芋を栽培しており、今後も耕作を続ける意向であることを確認しましたので、問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「農地台帳登載願」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり登載することに決しました。

議 長 日程第9、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行

っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の案件については、6月22日に現地調査を行いました。

番号2の案件については、6月20日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。

また、6月22日、申請代理人立会のもと、現地確認を行いました。

現在、申請者は他県に居住しておりますが、定期的に帰郷し近くに住む息子夫婦、母及び姉夫婦に協力してもらいながら農業に従事しておられるとのことでした。現地は、米の作付けを中心に季節野菜の栽培をされており、しっかりと管理されていることが確認できましたので、問題ないと思います。

議 長 番号2番

- 委員 地区担当委員が本日欠席のため、私から説明させていただきます。
- 担当委員によれば、6月23日に申請者からのヒアリングを行い、申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないとのこと。また、現地は柑橘の栽培をされ、管理もきちんとされており、これからも引き続き継続していきたいとの意向であり、農業に対する意欲も感じられますので、問題ないとのことでした。
- 委員 6月20日に申請者及び事務局の方と3名で立会調査を行いました。
- 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。現地は柑橘の栽培をされており、しっかりと管理されていることが確認できましたので問題ないと思います。
- 議長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委員 (「特になし。」との声)
- 議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議長 議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに、賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに決しました。
- 議長 日程第10、諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止」について、を議題といたします。
- 議長 議案の説明を求めます。金子 主査
- 金子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止」について、

説明いたします。

番号1の案件について、当該「道」は現在、宅地の一部として利用されており、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、隣接地とともに一体利用する予定です。また、地元土地改良区の同意書も添付されていることから、用途廃止することは問題ないと思われます。

番号2の案件について、当該「道」は高速道路の整備完了により、市が寄附を受け、現在、農道として管理されています。申請人より、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、隣接地とともに一体利用する予定です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 申請地は相当古くから当該「道」に跨って建物が建っており、今回、建替えにあたり、建築確認申請に必要なため、用途廃止申請が提出されたものです。土地改良区の同意書も添付されていることから、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 番号2番

委 員 7月1日に現地調査を行いました。申請地は、高速道路建設時に道路公団が作業道として使用していたもので、その後、市の農林水産課に移管し、現況は側道に面した法面になっております。また、道路として管理されておらず、公共の用に供されていないため、市並びに隣接地の所有者及び土地改良区の同意書も添付されていることから、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止」について、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第11、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号1の案件については個別編入の案件です。

当該編入予定地は、令和3年9月の総会において、農振除外について諮問された案件で、「一般個人住宅」として転用許可後、令和4年4月の総会において、「取消願」が受理された案件です。このことにより、近隣の優良農地と共に、耕作地を保護し、生産性の向上、農地の有効利用に取り組む意向であるため、農用地区域へ編入するものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありますか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありますか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第２号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第２号は、「変更しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第４回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間（ 14：25 ）

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

委 員 高 橋 忠 明

委 員 押 条 和 司 朗